

2020 年度事業報告等

I 事業報告

第1 はじめに

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止や見直しを余儀なくされる事業が生じたが、人手不足の解消や労働災害の削減、災害廃棄物への迅速な対応、国内で処理すべき廃プラスチックの増加といった業界における諸課題を念頭に、公益法人として社会に貢献する公益目的事業をはじめ、会員事業所の安定した事業運営に資する事業の着実な実施に努めた。

その結果、不適正処理防止パトロールや排出事業者等に対する相談事業、産業廃棄物処理に係る知識修得を目的とした研修会等、産業廃棄物の適正処理及び資源循環を促進する諸事業を関係機関と連携しながら引き続き実施したほか、新たに業界の安全衛生水準の向上に向けてKY（危険予知）活動に取り組み、さらに、来場型イベントの実施が困難となった「京都環境フェスティバル」や「環境フォーラムきょうと」についてもオンラインでの開催とするなど、積極的な事業展開を行うことができた。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、産業廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務として継続が求められることから、協会ホームページに専用ページを設け、会員事業所等に対し、感染防止対策をはじめとする関連情報を迅速・的確に提供した。

第2 公益目的事業の推進

1 適正処理推進事業

(1) 廃棄物の不適正処理防止パトロール事業

廃棄物の不法投棄及び野焼き行為等不適正処理を防止し、生活環境の保全及び快適な府民生活の実現等に貢献するため、京都府内全域にわたる不適正処理防止パトロールを 2020 年 11 月に実施し、廃棄物の不適正事案の実態を把握するとともに、パトロール中に発見した 16 箇所にあつた不適正処理事案の概要を記録して行政当局に情報提供した。

区分（班編成）	京都市	乙訓・山城北	山城南	南 丹	北 部	合 計
通 報 件 数	1	1	3	5	6	16 件

(2) 産業廃棄物管理票普及促進事業

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止と排出事業者の責任による適正処理に向け、廃棄物処理法に定められた産業廃棄物管理票（マニフェスト）の頒布及び廃棄物の不適正処理防止パトロールや教育研修等を通じた普及促進

を積極的に推進した。

ア 産業廃棄物管理票普及状況 (部)

区 分		普及部数
普及促進状況	直行単票	63,700
	直行連続票	123,000
	積替保管単票	8,500
	積替保管連続票	28,500
	建設系単票	192,000
	建設系連続票	115,500
合 計		531,200

イ 管理票普及先の会員及び非会員別 (部)

区 分	普及部数
会 員	162,600
非 会 員	368,600
合 計	531,200

ウ 非会員の業種別内訳 (部)

区 分	普及部数
建 設 業	269,500
廃棄物処理業者	48,300
製 造 業	18,000
自 治 体	5,200
医療・福祉関係者	200
そ の 他	27,400
合 計	368,600

(3) 産業廃棄物処理に係る安全衛生推進事業

2020年度は、2022年度を最終年度とする3カ年の労働災害防止計画の初年度として、引き続き中央労働災害防止協会が実施する「企業・業界団体等安全衛生総合支援事業」を活用し、積極的に労働災害防止対策を推進した。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策でマスクを着用して作業を行う必要があることから、特に熱中症が危惧されることを踏まえ、6月から7月にかけて会員企業2社を訪問して熱中症対策指導を行うとともに、熱中症対策情報を会報等を通じ周知した。

また、中央労働災害防止協会の「KY（危険予知）活動」にも新たに取り組

み、10月から11月に同協会の安全管理士が事業所を訪問し、運搬や荷下ろし現場の作業に立ち会って危険作業や危険箇所を洗い出し、好事例や改善すべき事項を把握したところであり、今後その結果を各事業所で広く活用できるよう研修会等を実施することとしている。

このほか、産業廃棄物処理業者はエッセンシャルワーカーとして新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも業務継続が求められることから、適切な感染防止対策を講じることができるよう、収集運搬作業における新型コロナウイルス感染防止対策に係るポスターを作成し配布した。

(4) 災害廃棄物処理協力支援事業

大規模災害発生時の災害廃棄物処理業務について、公益社団法人全国産業資源循環連合会近畿地域協議会を構成する各府県協会間における応援の要請及び実施に関し必要な事項を定める協定書を2020年7月に締結したほか、近畿地方環境事務所及び近畿ブロック内の府県、市町村、関係機関が参加して実施された情報伝達訓練に参加した。

また、大規模災害発生に伴う被災地域への迅速かつ適切な復旧活動を実施するため、協定を締結している行政機関との間で具体的な連携内容について平常時から協議を進めることとし、2020年12月に京都市と協議を行った。同協議では、当協会の対応可能範囲や仮置き場の確保等、留意すべき事項について意見交換を行い、今後も定期的を実施することとなった。

(5) 表彰事業

表彰規定に基づき、産業廃棄物の適正処理に寄与した功労者、優良事業所等を表彰するため、理事会で最終決定した功労者2名、優良事業所6社、優良従事者9名、協会運営功労者1名に表彰状を、環境省、京都府から表彰された2名に祝賀祝金を贈呈し、会報「都」に掲載して行政機関等へ周知した。

(6) 適正処理推進の広報啓発事業

協会として行政機関や公益社団法人全国産業資源循環連合会等から入手した関係法令や各種支援事業に関する情報等を文書や協会ホームページへの掲載により広く周知を図った。

2 指導教育事業

(1) 調査研究及び普及啓発事業

京都府民、京都市民が環境について楽しみながら学び、考えることができる参加・体験型イベントとして実施されてきた「京都環境フェスティバル」については、本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2020年12月

20日から2021年2月28日まで、SDGsをメインテーマにオンラインで開催され、当協会として「環境活動団体・企業紹介」の部分に動画も活用して参加した。特設ウェブサイトへのアクセスは3万件を超え、府民の環境意識の高揚や環境行動の実践に資することができた。

また、当協会が京都市との共催で実施してきた「環境フォーラムきょうと」についても、本年度は会場を設けての開催を取りやめ、産業廃棄物について大人も子どもも楽しく学ぶことができるクイズサイトを制作しオンラインで公開した。

同サイトは2021年3月6日から約1年間の予定で公開しており、大人と子ども向けの2種類のクイズに答えて産業廃棄物について効果的に学んでいただけるほか、子ども向けにはSANPAIキャラクターズの塗り絵がダウンロードできるなどの工夫もしており、高い啓発効果が期待できる内容となった。

(2) 相談指導事業

産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者及び府民等からの産業廃棄物の処理要領、産業廃棄物処理業の許可申請、委託契約書の作成要領、産業廃棄物管理票の作成要領、廃棄物のリサイクル方法等各種相談に対応し適切な指導・助言を行った。また、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターと協働して産業廃棄物3R情報の提供等を行った。

なお、2020年度中に対応した相談受理件数は延べ1,500件で、その種別は、許可申請等講習会関係858件、産業廃棄物処理業者の照会604件、法律等事項関係17件、処理方法7件、処理実務関係（委託契約書、管理票（マニフェスト））14件となっており、広く府・市民に対しても指導、助言を行い、産業廃棄物の適正処理の推進に寄与した。

また、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターからの受託事業として「京都府産業廃棄物3R情報提供等事業」を実施し、協会職員による窓口相談や今後の3R支援策を関係機関で検討する会議の開催のほか、京都府内処理業者を対象としたリサイクルへの取組みを主とする処理状況の調査を行った。

(3) 教育研修事業

産業廃棄物の適正処理を通じた環境の保全及び持続可能な資源循環型社会の形成、産業廃棄物処理業の適正な管理運営、資源循環型社会における産業廃棄物処理業に係る人材の育成に貢献すべく、京都府及び京都市の後援のもと、以下の2コースの研修を開催した。教育研修の実施日、研修内容、受講申込方法等を広報し、産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者及び府民等からの受講を募った。

まず、廃棄物処理法のポイントを体系的に学ぶとともに、実務担当者が必要

とされる知識の修得を目的とした「実務者コース」を開催した。

次に、産業廃棄物処理に関する基礎知識の定着を図ることを目的とした「徹底学習!!「実務者コース」フォローアップ研修」を実施した。

なお、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人と人との間隔を十分に確保でき、消毒・換気等安全な環境が整った会場の確保や、受講生・講師への体調管理・健康状態に関する注意喚起等、十分な対策を行った。

区分・実施日	教育研修内容	受講者数
[実務者コース] 2020年10月21日 (於:京都テルサ)	① 産業廃棄物処理の基礎 ～廃棄物処理法を中心に～ ② 産業廃棄物処理事務の実務 ～委託契約書・マニフェスト・帳簿～	63人 ・会員 48人 ・非会員 15人
[徹底学習!!「実務者コース」 フォローアップ研修] 2020年11月18日 (於:京都テルサ)	① ここがポイント!!産業廃棄物 処理の基礎 ② 徹底学習!! “実践 委託契約 書・マニフェスト”	54人 ・会員 48人 ・非会員 6人

第3 相互扶助事業

1 許可申請等講習会への支援事業

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが産業廃棄物処理業許可及び更新許可に係る申請者等を対象に実施する講習会については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従来の対面式の講習が中止され、オンライン講義を活用した暫定講習会として実施され、当協会として受講者からの問い合わせ対応や会場での試験実施の支援を実施した。

本暫定講習会の京都会場での試験は30回行われ、受験者数は計1,023人であった。

	試験区分	実施時期	回数	受験者数
新規	収集運搬業	2020年9月～2021年3月	6回	213人
	収集運搬業（特別管理産業廃棄物）	2020年9月	1回	20人
	処分業	2020年9月～2021年3月	3回	99人
	処分業（特別管理産業廃棄物）	2020年9月	1回	20人

更新	収集運搬業	2020年9月～2021年3月	10回	434人
	処分業	2020年9月	2回	19人
	処分業（ビデオ視聴型）	2021年2月	1回	12人
	特別管理産業廃棄物管理責任者	2020年9月～2021年3月	6回	206人
	合計		30回	1,023人

2 組織強化事業

(1) 会員への支援活動

京都府知事及び京都市長から産業廃棄物処理業の許可を取得している会員に対し許可期限を通知したほか、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが従来の更新許可に係る講習会を中止し暫定講習会を実施したことに伴い、京都府及び京都市の更新許可手続きにおける取扱いや暫定講習会の受講手続きを迅速に案内した。

また、会員が取得する許可内容を随時更新してホームページで広報するとともに、産業廃棄物排出事業者等からの604件に及ぶ処理委託先照会に対し産業廃棄物の種類に応じて会員事業所を教示して委託契約の締結を促した。

さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、協会ホームページに専用ページを設け、感染防止対策をはじめとする関連情報を迅速・的確に提供した。

(2) 経営事項審査（経審）に係る証明書の発行

災害廃棄物処理協力支援事業に資機材及び出動人員を提供する予定の会員が、建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、経営事項審査を受ける場合に、同審査において社会性等の評価点として加点となる証明書を18件発行し、会員の事業活動を支援した。

(3) 会報「都」の発行

会員の身近な情報機関誌として、第8回定時総会の報告、行政関係の情報、許可更新等講習会の開催日程、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法、教育研修会の開催、行政当局と連携した行事の開催状況、安全衛生推進事業、青年部の活動、新型コロナウイルス感染症に対する会員企業の取組み等を掲載した会報「都」を、ダイジェスト版を含め年2回発行した。

(4) 行政機関、公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの情報の周知

行政機関、公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び各種支援事業に関する情報を、文書や協会ホームページへの掲載を通じて会員に周知した。

(5) 会員証の発行

産業廃棄物の適正処理推進事業、産業廃棄物の適正処理に係る調査研究及び教育研修事業等を行うことにより、産業廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の防止及び資源循環等の取り組みを推進し、不特定多数の方の利益の増進に寄与する公益目的事業を主たる目的とする、社会的信頼の高い協会の会員であることを証する会員証を作成し、会員に交付した。

(6) 青年部の育成

2021年1月27日に「産業廃棄物処理委託に係る電子契約」をテーマにオンライン参加も可能な勉強会を実施し、産業廃棄物処理業界の次代を担う人材育成に努めた。また、定例会等をWEB会議を利用し通常どおり実施した。

第4 関係機関との連携強化

1 行政機関との連携

(1) 三者合同会議の開催等

2021年1月13日、京都市役所において京都府及び京都市の担当課との三者合同会議が開催された。協会からは「協会の組織強化に対する更なる支援要請」、「産業廃棄物処理施設設置に関する地元同意書の必要性」、「産業廃棄物処理設備更新に関する変更手続きの緩和」の3点について、要望や問題提起を行い協議した。また、京都府及び京都市からもそれぞれの施策に関する議題が示され、意見交換を行い情報共有を図った。

(2) 教育研修への講師招聘

当協会が実施する各種研修会に下表のとおり行政当局担当者を講師として招聘し、知識・能力の向上を図った。

実施時期	講師	研修内容
2020年10月	京都市職員	産業廃棄物処理の基礎 (法令に基づく基礎的事項)
2020年11月	京都府職員	産業廃棄物処理の基礎 (法令に基づく重点ポイント)

2 公益社団法人全国産業資源循環連合会との連携

(1) 公益社団法人全国産業資源循環連合会役員としての活動

当協会会長が、公益社団法人全国産業資源循環連合会の理事として業務を執行するとともに、同連合会が設置した建設廃棄物部会副部会長及び同部会混合廃棄物分科会座長として、建設系産業廃棄物処理に係る課題等を取り纏め、連合会としての要望活動等に寄与した。

(2) 産業廃棄物処理に係る国政情報の迅速な収集
廃棄物処理法改正、環境関係法令及び関連通知等国等の動向について随時迅速な情報の提供を受け事業に反映させた。

(3) 近畿地域協議会への参加

公益社団法人全国産業資源循環連合会に所属する近畿地域協議会は、2020年度中に3回開催された。

これに当協会役員等が出席し、大規模災害発生時の災害廃棄物処理等の応援に関する各府県協会間の協定締結を承認したほか、「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案」の議員立法化に向けての対応等、産業廃棄物処理業界を取り巻く諸課題について情報共有や意見交換を行った。

また、全国産業資源循環連合会会長あてに新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う各府県協会の減収に対する支援要望を行った。

第5 役員及び委員会の活動

1 常任理事会及び理事会の開催

協会事業の重要案件を協議するため、常任理事会を7回開催して処理方針を決定し理事会に報告した。また、理事会は奇数月の第三火曜日を開催日と定めて6回開催し、行政当局との連携、教育研修の実施、業界の安全衛生水準の向上、入会会員及び表彰候補者の決定等について審議し、協会事業の活動方針を決定した。

2 委員会の活動

(1) 総務委員会

事業計画の検証、財務管理、公益法人認定基準を満たす事業活動の推進、被表彰者の選考等について協議し、事業計画に基づく協会事業を効率的に推進した。

(2) 教育研修委員会

2020年度中に実施する研修会事業計画等について協議し、産業廃棄物処理業に携わる方々のより一層の知識、能力の向上を図るため、受講者の要望に対応した「実務者」、「実務者フォローアップ」の2コースの研修会を実施した。

(3) 適正処理推進委員会

不適正処理防止パトロールで行政当局への情報提供を行い、行政当局と連携した取り組みを推進した。

(4) 安全衛生委員会

2020 年度を初年度とする 3 ヶ年の労働災害防止計画の初年度として、引き続き中央労働災害防止協会が実施する「企業・業界団体等安全衛生総合支援事業」を活用したほか、新たに「KY（危険予知）活動」にも取り組み、積極的に労働災害防止対策を推進した。

(5) 広報委員会

京都府環境フェスティバル実行委員会がオンラインで開催した「京都環境フェスティバル 2020」に参加するとともに、京都市とともに「環境フォーラムきょうと」の代替事業としてクイズサイトを制作しオンラインで公開したほか、会員事業所の業務管理及び教育の推進等に資するため会報「都」を発行した。

第 6 その他活動

協会事業や産業廃棄物処理業界への理解及び廃棄物適正処理の推進を図るため、京都市産業廃棄物 3R 推進会議に担当者を派遣したほか、会長が一般社団法人京都府産業廃棄物 3R 支援センターの役員として処理業者の立場で提言を行うなど、諸活動を展開し産業廃棄物適正処理の推進に貢献した。

II 附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項がないため、事業報告の附属明細書は作成していない。